

## 田辺市・橋本市での NPO 出張相談

和歌山県 NPO サポートセンターでは以下の 2 力所で毎月 1 回、NPO 出張相談会を開いています。**NPO 法人設立・運営・役員変更・定款変更・認定 NPO 法人等に関する様々なご相談を受け付けています。**ご利用は無料ですが、事前に各センターへ団体名・相談内容等をお知らせいただき、予約をお願いします。なお、1 件あたりの相談時間は 1 時間以内です。

### 田 辺 市

#### 田辺市市民活動センター

■相談日：原則毎月第 2 金曜日の 10 時半～16 時  
■場 所：田辺市民総合センター 2F  
■相談予約電話番号：0739-26-9833（FAX 同番号）  
■対 象：田辺市を中心とした紀南エリアで活動中、または活動しようとする団体

★日程は祝祭日や施設休館日、新型コロナウイルス感染症の情勢等により、変更になることがありますので必ずご予約ください。  
★上記とは別に、オンラインによるご相談、概ね 5 名以上のグループを対象とした県内出張 NPO 相談も実施しています。

### 橋 本 市

#### 橋本市市民活動サポートセンター

■相談日：原則毎月第 2 水曜日の 10 時～16 時  
■場 所：橋本市保健福祉センター 2F  
■相談予約電話番号：0736-33-0088 FAX：0736-33-0095  
■対 象：原則として橋本市内に拠点を置き活動中、または活動しようとする団体

## 和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ

### ■ NPO 基礎講座「NPO 法人の年度末実務」

#### オンライン配信

NPO 法人の年度末実務に関する講座  
2022 年度版をオンラインで配信しています。  
年度末実務とスケジュール、事業報告に必要な書類についての解説を約 30 分にまとめています。ぜひご覧ください。



<https://youtu.be/iQizqBLlggM>

### ■ 4 月～6 月の NPO 相談について

例年 4 月から 6 月にかけて、和歌山県 NPO サポートセンターには多くのご相談（事業報告・役員変更・定款変更等）が寄せられます。

円滑な対応を心がけておりますが、NPO のみなさまにおかれましても以下のご協力をお願いします。

- ① 来館によるご相談はできるだけ事前にご予約ください  
ご予約の方を優先して対応させていただきます。
- ② 電話・FAX でのご相談も受け付けます  
混み合う場合はしばらくお待ちいただくことがありますのでご了承ください。
- ③ 電子メールでのご相談も受け付けています  
info@wakayama-npo.jp にお知らせください。なお、3 業務日を過ぎても返事がない場合はメール未着の可能性があるので、恐れ入りますが電話でお知らせください。

## NPO に関するご相談は

和歌山県 NPO サポートセンター（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9F）

TEL：073-435-5424 FAX：073-435-5425

メール：info@wakayama-npo.jp URL：https://www.wakayama-npo.jp/

受付時間：火曜日～土曜日 9:00～20:50

日曜日 9:00～17:30

休館日：月曜日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）

【指定管理者：認定特定非営利活動法人わかやま NPO センター】

和歌山県環境生活部 県民局 県民生活課 県民活動団体室

（和歌山県庁本館 2F）

TEL：073-441-2053 FAX：073-433-1771

メール：e0313002@pref.wakayama.lg.jp

URL：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/

【本紙は古紙再生率 70%以上の再生紙を使用しています】

## 和 になろう 県内で市民活動を行う団体や人を紹介します NO.66 ウイズ・ア・スマイル

御坊市の男女共同参画推進グループ『ウイズ・ア・スマイル』の代表で、つながりコーディネーターとして活躍している木戸地美也子さんにこのグループの活動とこれからの方向性などをお聞きました。

### 空き家再生プロジェクトを開始

全国的にも問題になっている「空き家」。物騒で怖い、寂しいという地元の人々の声を聞き、SDGs（持続可能な開発目標）の目標 11「住み続けられるまちづくり」を目指して、御坊市内の空き家をリノベーションして所有者と借りたい人をつなげる活動をしています。

モデルケースとして、空き家を無償で借り、リノベーションのうえ、グループの定例会や勉強会の場として活用しています。地域の方々の協力を得て、リノベーション費用も無償になりました。今年は、再生した空き家を活用した新しい事業の実施も計画しています。



### 地域での資源の循環を目指す

グループでは、御坊地域周辺で人も活動資金も循環できる街を目指していきたい、と考えています。「ウイズ・ア・スマイル」には学習会の講師を務められるような専門的な技術や知識を持っているメンバーがいますが、講師ができるメンバーをさらに育成する計画です。コロナ禍の影響もありますが、少人数制の教室から開催し、地域のみなさんが講師を務めることで人がこの街で育ち、地元へ「人財」として蓄積されていきます。そして活動資金も地元の方に還元することで、様々な資源の循環

を狙っています。

### 多様な社会に対応

また、「男女共同参画推進グループ」としても他のグループとコラボしたイベントを積極的に展開しています。



一例として、御坊市内の海岸で他のボランティア団体と連携し「ビーチクリーンピクニック」を実施しました。約 40 名の参加者は火ばさみとごみ袋を手に歩いて回り、プラスチック類や空き缶などの漂着ごみを集めたところ、驚きの量になりました。また、ゴミ拾いを通じて県外・国外の若者とも知り合うきっかけになりました。

また、“親子で学ぶ！性の健康講座”も開催。親子で性について話せる関係をつくり、体の自尊感情を高めるために、幼少期からの性教育を目的とした講座で、保護者からも好評でした。地域での活動はその年により様々ですが、女性の視点からの企画が多いのが特徴です。木戸地さんは「今まで社会が作ってきた性の概念を解きほぐし“みんなちがってみんないい”を伝えています」と話しています。

### 今後「変わります」

ウイズ・ア・スマイルは女性を中心のグループで、多くの人の交流を重視し、和気あいあいとした雰囲気です。コロナ禍の中でも新しい取り組みをしながら、一人ひとりがつながるきっかけづくりを提供していきます。

その想いを形にしていいため、今年からグループの活動をリニューアルする計画です。「人に、場所に、ことに、ものに、情報に、それぞれ関わっていく人のきっかけづくりと、関わっていくことの大切さ、そしてあなたを知るための『ウイズ』であり、あなたの成長のためにこの町があることを伝えていきたい」と力強く語ってくれました。

### ウイズ・ア・スマイル

<https://www.instagram.com/tobicommi365/>

<https://www.facebook.com/profile.php?id=100064883042541>

## INDEX

表紙：ウイズ・ア・スマイル

p.1：特集 まもなく年度末…NPO 法人の実務は適切に

p.2：新規設立 NPO 法人、助成金&公募情報

p.3：和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ



## 特集 まもなく年度末…NPO 法人の実務は適切に

多くの NPO 法人は 3 月末に年度末を迎えます。これまでもこのコーナーで年度末を迎える NPO 法人向けの実務についてご紹介してきましたが、いま一度おさらいをしませんか。 ★QR コードはバックナンバーの PDF へのリンクです

### 事業年度終了後の実務

事業年度終了後、事業報告や決算のとりまとめを行います。監事は「会計を監査する」役割と捉えられがちですが、それだけではなく「理事の業務執行」も監査の対象ですので注意が必要です。また、並行して新年度の事業計画や予算策定も進めます。

**NPO 法人は毎年 1 回、社員総会を開催することが義務付けられています**ので、定款に定められた方法で総会を開催してください。総会の前には総会に付議すべきことを決議する理事会の開催も必要ですので、スケジュール調整はお早めに。

いまから準備を！団体の「総会」▶



### 事業報告書と計算書類の作成

内閣府 NPO ホームページで情報公開されることもあってか、団体オリジナルの事業報告書を作成する動きが少しずつ広まっています。NPO 法人の事業報告書は、法人のためだけではなく、NPO を応援してくれる支援者のみなさん、NPO と連携したいと考える行政機関・企業・各種団体のみなさんのことも意識して作成ください。

また、活動計算書には「計算書類の注記」が必須です。**採用している会計基準を必ず記載してください。**

事業報告書は事業年度終了後 3 カ月以内の提出が必要です。納税の義務を負っている法人は期限内の申告・納税もお忘れなく。

レベルアップを！NPO の事業報告書▶

今年こそ充実を！活動計算書の「注記」▶

NPO 法人会計基準を活用した計算書類づくり▶



### 役員の任期は到達していませんか 登記事項に変更はありませんか

NPO 法人の役員任期は法律で 2 年以内と定められていますが、いま一度、法人の役員任期が到達しないか確認し、任期が到達する場合は定款に定める方法で新任期の役員を選任してください。

役員を選任した後は法務局での登記と所轄庁への役員変更の届出をお忘れなく（**全員再任でも登記・届出が必要です**）。役員を選任しているにも関わらず、法務局登記や所轄庁への役員変更届が適正に行われていないケース

が多くみられますので十分ご注意ください。

このほか登記事項に変更がある場合は法務局での登記が必要です。

NPO 法人の役員は適切に選任ください▶



NPO 法人のみなさん  
適切に変更登記はされていますか▶



### 手続きを怠ると…

**所轄庁への各種手続きを怠ると、NPO 法違反として過料事件（行政罰）となることがあります。**3 年以上事業報告書等の提出がない場合は NPO 法人の認証が取り消され、当該 NPO 法人の役員となっている方は、2 年間は他の NPO 法人の役員になることができませんので注意が必要です。

**法務局での登記を怠った場合も「組合等登記令」違反として過料事件となることがあります。**法務局での役員変更登記が適切に行われなことで、登記上で代表権を有する理事がいなくなる、とみなされることがあります。

これにより、行政との事業受託契約が無効となったり、金融機関からの融資が認められなかったりというケースが全国的にみられるようです。また、NPO 法人を解散しようにも、登記上の役員がいないことから、解散を決議した総会が無効であると法務局で判断され、解散の手続きが進められない事例も発生している模様です。役員変更登記は忘れずしておきましょう。

### NPO 法人各種申請のオンライン化が始まります

内閣府は「NPO 法人ポータルサイト」を今年 2 月末に刷新し、所轄庁に対する様々な申請・手続きをインターネットを通じて行えるようになります。所轄庁により利用開始時期は異なりますが、和歌山県はいち早く 3 月から利用可能となります。

- ・NPO 法人の設立認証申請
- ・NPO 法人の事業報告
- ・NPO 法人の役員変更届出
- ・NPO 法人の定款変更認証・定款変更届出
- ・NPO 法人の解散届出・清算結了
- ・・・・などを事務所やご自宅のパソコンから直接行えるようになります（**当面の間は従来同様の郵送等による提出も可能です**）。

## 新規設立 NPO 法人

◎NPO 法人スペシャルオリンピックス日本・和歌山（紀の川市）  
2023 年 1 月 4 日認証 代表者 牲川正次  
知的障がいのある方のスポーツ活動を支援します。

このコーナーでは、前号発行以降に NPO 法人の新規設立認証を受けた NPO 法人をご紹介します。

◎NPO 法人梅の里スポーツクラブ（みなべ町）  
2023 年 1 月 5 日認証 代表者 久保 正一  
みなべ町を拠点とする総合型地域スポーツクラブです。

## 助成金 & 公募情報

### 農業農村活性化支援モデル事業

お住まいの地域で取り組んでみたい、地域に活気を呼び起こし、農業用施設や農地の利活用につながる企画を募集します。  
【対象団体】 和歌山県内に所在する農村集落や生産組織等、または、県内に事務局のある NPO 法人あるいは非営利の社会貢献活動を行う活動団体（ボランティア団体等、法人格を持たない団体を含む）。他にも要件がありますので、募集要項を確認ください。  
【対象事業】 主な事業例として、①中山間地域における都市住民の援農支援、②農地復元のための用水路、ため池の保全活動、③農業用施設を活用した学習会の実施、④古くからのむら行事を復活させるための農地を利用した取組、⑤遊休農地を活用した特産加工品の原料づくりや景観作物の植栽、など  
【委託金額】 企画する提案は最長 3 年とし、委託金額の限度額は 1 団体につき、事業期間 3 年の場合は総額 100 万円、事業期間 2 年の場合は総額 80 万円、事業期間 1 年の場合は 50 万円  
【締め切り】 3 月 15 日（水）必着  
【主 催】 和歌山県庁 農林水産総務課 里地・里山振興室  
【備 考】 詳細はウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070110/>

### 2023 年度 地域づくり・街づくり支援事業

【対象団体】 近畿 2 府 4 県・福井県・三重県の木津川流域で活動する NPO 法人、市民活動団体、近畿の「風景街道」に属する活動団体  
【支援内容】 地域の活性化に資する事業、地域の環境保全に資する事業、地域の安全・安心に資する事業が対象。上限 50 万円、10 団体を用途に助成します。  
【締め切り】 3 月 22 日（水）ウェブ応募は 17 時締切、郵送の場合は当日消印有効  
【主 催】 一般社団法人近畿建設協会  
【備 考】 詳細はウェブサイトをご覧ください。  
<https://kyokai-kinki.jp/archives/2823>

### NHK 厚生文化事業団「わかば基金」

【対象団体】 地域に根ざした福祉活動を行っているグループ（法人格の有無は問いません）  
【助成内容】 〔1〕支援金部門…国内のある一定の地域に福祉活動の拠点を設けており、より活動を広げたいという団体に対して最高 100 万円を助成（15 ～ 20 団体を想定）  
〔2〕災害復興支援部門…東日本大震災以降に激甚災害指定を受けた災害の被災地域に拠点を置き、福祉を通じて復興を支援する団体に対して最高

100 万円を助成（1 ～ 5 団体を想定）  
〔3〕PC・モバイル端末購入支援部門…パソコン等を利用して福祉活動をおこなっている団体に対して最高 10 万円を助成（30 団体程度を想定）  
【締め切り】 3 月 29 日（水）必着  
【主 催】 社会福祉法人 NHK 厚生文化事業団  
【備 考】 詳細はウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.npwo.or.jp/>

### 大阪帝塚山ロータリークラブ社会奉仕基金助成金

【対象団体】 関西 2 府 4 県で社会奉仕活動に取り組む団体。なお、電子メールやデジタルデータの取り扱いに支障がないことが必須です。  
【対象活動】 助成後 1 年以内に達成される事業  
【助成金額】 1 団体上限 30 万円、3 団体を採択  
【受付期間】 4 月 20 日（木）16:00 必着  
【主 催】 大阪帝塚山ロータリークラブ  
詳しくはウェブサイトをご覧ください。  
<http://osaka-tezukayama-rc.cocolog-nifty.com/>

## 法務局からのお知らせ

### ウェブ会議システムで登記に関する質問を受け付けます

和歌山地方法務局では令和 5 年 1 月 23 日より、ウェブ会議システムを使って登記手続きの案内を開始しました。  
・1 回あたりの利用時間は 20 分以内です  
・利用無料（通信に必要な端末や通信料の負担は必要です）  
・スマートフォンまたはタブレットでの利用の場合はあらかじめ無料アプリ「Cisco Webex Meetings」のインストールが必要です。

【利用方法】  
① ウェブ検索で「法務局手続案内予約サービス」と検索（右の QR コードからアクセス可能）  
② 法務局選択画面で「和歌山地方法務局」を選択  
③ 「【ウェブ会議による】和歌山地方法務局会社・法人登記手続き案内」を選択し、画面に従って予約  
④ 予約日時になれば、招待メールよりウェブ会議に参加



### 【各種情報はメールマガジンでも配信中！】

和歌山県 NPO サポートセンターに届くイベント情報や助成金情報等を毎月 1 日・15 日（休館日と重なる場合は前後することがあります）発行しているメールマガジンは右の QR コードから配信登録ができます。または [info@wakayama-npo.jp](mailto:info@wakayama-npo.jp) へ配信を希望するメールアドレスをお知らせください。



みなさんからのイベント情報もお待ちしております。和歌山県 NPO サポートセンターまでお知らせください。